

仕向け地の税関当局からの指摘が多い事項

原産地証明書（CO）の発給に関する問題

- 本当にタイ商務省外国貿易局（DFT）が発給したCOなのか疑いがある。
- COに記載された発給当局の署名が、仕向け地税関に従前に提出された署名見本と異なる。
- ASEAN自由貿易地域（AFTA）／ASEAN物品貿易協定（ATIGA）の特恵関税率の適用を求めているが、ASEAN中国FTAのCO（フォームE）が提出されている。
- COで申告している関税コードが、仕向け地税関の関税分類と異なる。
- 輸出者が製造者でない場合、フォームDに製品の製造者名が明記されていない。
- フォームDの第三国インボイス取引で、第三国でインボイスを発行する会社名・国名が第7欄に記載されておらず、フォームDの第13欄にマークが付けられていない。
- COで申告したFOB価格とインボイス記載価格が異なる。
- COに含まれる製品リストが、インボイス、パッキングリストと異なる。

事後検認の指摘を受けてしまった場合

DFTの相談窓口は以下の通り

- 事後原産性検認班：+66-2-547-4763
- 迂回検認班：+66-2-547-4823

物品の原産性に関する問題

- 製品の生産について、原産地規則・要件を満たしているか。（ランダムチェック）
- 原産地迂回の疑義がある（タイ製でないことを示す記号・文言が発見されあたり、タイ以外の特定の生産地があることを示す情報が見つかる）
- インボイスに記載されているすべての物品／モデル／部品について、フォームDの第8欄に原産地基準が明記されていない。

※ATIGAの運用上規則（OCP）の規則6 (e)：同一のフォームDで申告された複数の品目は、各品目が個別に適格であることを条件に認められる

※フォームD裏書の第4項「各品目の適格性：積送された全物品は...個別に適格でなければならない。これは、異なるサイズの類似物品やスペアパーツを送る場合に特に関連する」、第5項「製品の説明：製品の説明は、製品を検査する税関職員が製品を識別できるよう、十分に詳細に記載されていること。製造者名および商標も明記すること」

- 同じCO内の複数品目について、付加価値基準（RVC）の割合が同じに指定されているが、各品目の価格が異なっている。
- 年中、または数年にわたって、COのRVCについて同じ割合が記載されている。他方、各インボイスに記載される製品の価格は異なっている。